

浜松市公告第116号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規程に基づく浜松市公共下水道事業の事業計画を変更しようとするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規程に基づき、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案について、利害関係者は縦覧期間満了の日までに浜松市長に意見書を提出することができる。

令和 8年 2月17日

浜松市長 中野 祐介

1 事業の名称

浜松市公共下水道事業

2 予定処理区域

縦覧する事業計画書及び計画図表示のとおり

3 着手及び完成予定年月日

着手 昭和34年 4月 1日

完成予定 令和13年 3月31日

4 縦覧場所及び意見書提出先

浜松市上下水道部 下水道工事課

(〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13番1号)

5 縦覧期間

令和8年2月17日（火）から3月3日（火）まで

（閉庁日及び執務時間外を除く）